

コラム《スマートフォンを利用して、e-Taxがより便利に》

スマートフォンを利用して、より便利にe-Taxをご利用いただけます。

ICカードリーダライタ不要でe-Taxを利用できます

- マイナンバーカード読み取対応のスマートフォンとマイナンバーカードがあればいつでもどこでもe-Taxによる申告ができます。また、スマホ用電子証明書(Android端末の方のみ)をご利用の場合、マイナンバーカードの読み取りが不要になるほか、スマホ用利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)はスマホの生体認証機能等を利用できます(機種によって異なります。)。パソコンで申告書を作成される方も、スマートフォンのアプリ(マイナポータルアプリ)でパソコン上に表示されたQRコードを読み取れば、e-Taxによる申告ができます。



マイナンバーカード読み取対応のスマートフォンについては、デジタル庁マイナポータルの「よくあるご質問 (No.2587)」(https://faq.myna.go.jp/faq/show/2587?category_id=3&site_domain=default)をご覧ください。



QRコード認証については、国税庁e-Taxホームページの「QRコード認証」(https://www.e-tax.nta.go.jp/systemriyo/qrcode_login.htm)をご覧ください。



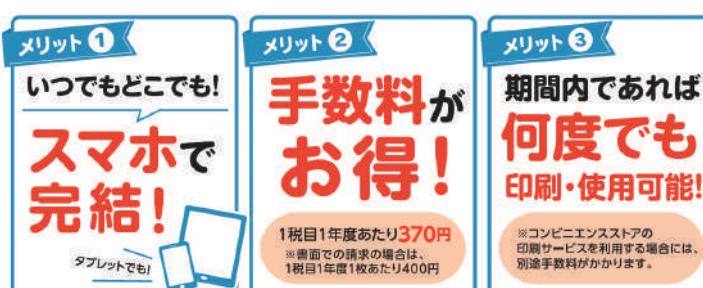
スマホ用電子証明書を利用するためには、マイナポータルアプリから申込みが必要です。詳しくはデジタル庁ホームページの「スマホ用電子証明書搭載サービス」(<https://digital.go.jp/policies/mynumber/smartphone-certification>)をご覧ください。



※ QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

電子納税証明書(PDF)の請求や受取がスマートフォンで行えます

- スマートフォンやタブレット、パソコンからe-Taxを使って電子納税証明書(PDF)の請求から受取までの手続ができます。



電子納税証明書については、国税庁e-Taxホームページの「電子納税証明書(電子ファイル)について」(<https://www.e-tax.nta.go.jp/etsuzuki/shomei1.htm>)をご覧ください。



国税の納付がスマホアプリで行えます

- e-Taxを利用して申告書・源泉所得税徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、メッセージボックスに格納される受信通知から国税スマートフォン決済専用サイトにアクセスして納付手続ができます。

※ 納付税額が30万円以下の方が納付するための手続です。
なお、利用するPay払い設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。

スマホアプリ納付については、国税庁ホームページの「スマホアプリ納付の手続」(https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/smartphone_nofu/index.htm)をご覧ください。

